

新規に放射線業務を開始する職員等の手続きについて

令和7年3月5日

放射線取扱主任者

新規に放射線業務を開始する職員・総研大学生・特別共同利用研究員・学振特別研究員等は、本機構の放射線業務従事者としての認定が必要です。以下の1～3の手続きをお願いします。

1. 下記の書類を放射線事務室に提出してください。

- ①「放射線業務従事者認定願（様式4号）」
- ②「放射線に関する教育・訓練等の経歴に関する調書」
- ③放射線業務従事者歴がある場合は、着任前の全被ばく歴に関する証明書
- ④特別共同利用研究員のみ「特別共同利用研究員放射線作業従事承諾書（様式5号）」

※注意事項

- ・様式の入手、手続き方法詳細はhttps://rcwww.kek.jp/user/subpages/31_jyuuji.htmlをご覧ください。
- ・「放射線業務従事者認定願（様式4号）」の「所属の長」はKEKの所長または施設長・拠点長を記載してください。
- ・KEK外に所属のある協力研究員、社会人総研大生、常駐しない大学院生等は、共同利用者としてKRS(共同利用者支援システム)から手続きをしてください。
- ・「放射線に関する教育・訓練等の経歴に関する調書」は本人が記入してください。
- ・「着任前の全被ばく歴に関する証明書」は前所属機関に依頼して取り寄せてください。

2. 「放射線業務従事前健康診断」を受診してください。

- ・予 約：健康相談室から受診票と予約についての案内が送られます。案内に従って指定の外部医療機関に予約をして受診してください。
- ・被ばく歴証明書：放射線業務従事者歴がある場合は、上記③の証明書の写しを持参してください。
- ・受診票：受診票は医療機関の窓口で提出し、「指定医療機関受診確認欄」を記入してもらい、持ち帰って安全衛生推進室に所内便で送ってください。
- ・支払い：医療機関での健診費用の支払いは不要です。
- ・結果報告：健康相談室に送付されます。医療機関にもよりますが、受診後1～3週間程度かかります。

3. 「放射線安全教育訓練」を受講してください。

4月18日（金）と4月22日（火）の午後に開催します。どちらかの日に受講していただきます。受講日・場所は上記1.の書類受理後に決定し、電子メールでお知らせします。どうしても都合のつかない日がある場合は予めお知らせください。

健康診断結果の報告に基づき産業医が放射線業務従事が可能かを判定し、機構長が認定を行います。登録手続き完了後、放射線事務室より個人線量計を所内便でお送りします。

<問合せ先:教育・登録について> 放射線事務室 市川 : 5495 rad-office@ml.post.kek.jp

<問合せ先:健康診断について> 健康相談室 清水 : 5600 kenkou5600@ml.post.kek.jp

配付先：（管理局） 管理局長、総務部長、財務部長、研究協力部長、施設部長、外部連携推進部長、広報室長、安全衛生推進室、施設企画係、大学院教育係、共同利用係、人事一係、人事二係
（研究所・研究施設） 所長、施設長、拠点長、副所長、主幹・センター長、副拠点長、事務室